

# ユズリハだより

メール air-tokyo@herb.ocn.ne.jp 96号

2016. 5. 20 (No.96)  
 東京公害患者と家族の会  
 文京区大塚4-2-11  
 恩田ビル304  
 TEL03-6912-1656 FAX03-6304-1418  
 ぜん息110番  
 03-6912-1657

## 第8回道路連絡会



**5月19日13時**  
 南部労政会館にて、  
 第8回道路連絡会が  
 開催されました。  
 患者会からは(写真左)43名の参加で  
 した。国(環境省・  
 国交省)東京都・警  
 察庁(写真右)45名

**総括的な課題  
 自転車走行空間の整備**

Q 東京都は2015年4月に「自転車推奨ルート」を発表し2020年までに、それまでの整備優先区間264kmに加えて、約400kmの自転車走行空間を整備すること・7つの整備地区を指定して国道・都道・区市道の区別なく、自転車走行空間のネットワークを整備していくことなどを明らかにしました。発表から1年が過ぎた現状について質問しました。

A 具体的にどこをどうするかということはどうしても進んでいない。区市との話し合いは継続中。

**感想** 歯切れの悪い回答がっかり！2020年開催予定オンラインピク会場周辺のみで整備が終わってしまうのではないかと、不信感が拭えない回答でした。

### 自転車走行空間について考えて！



植栽などで区分された歩道を色分けした。通行するのに安心感あり。

### 自転車専用レーン



車道に色分けした自転車専用レーン、走りやすいが路上駐車があると困る！

### ナビライン



車道にラインを書いたもの、狭い道路などでは！

### その他の課題

- ☆激甚交差点対策
- ☆P.M.2.5の削減対策
- ☆P.M.2.5常時観測体制
- ☆大型貨物自動車の走行規制の拡大

### 要望の出された地域

- 文京区・豊島区・足立区・葛飾区・板橋区
- 大田区・品川区・目黒区・江東区・新宿区・中野区・杉並区・三鷹市

☆裁判の和解に基づいて実施されてきた道路連絡会です。当初は道路沿道の緑化の要求が圧倒的でしたが、都内は植栽の進んだ所が多くなりました。

☆東京都はP.M.2.5測定機を全ての測定局に設置済み。(国は依然として検討中)

☆検討終了の課題もあり。※これからは、自転車走行空間の整備について、各区市との情報交換も強めたいと思います。

## 6月

- 1日～2日 41回公害総行動
- 2日～3日 大気汚染NO2測定
- 5日 三役・幹事会
- 7日 弁護士会議
- 8日 全国患者会事務局会議
- 15日 事務局会議
- 17日 全国大気連
- 22日 弁護士会議

**NO2 全都いっせい測定**  
 6月2日(木) 18時～3日(金) 18時  
 (カプセルの取り付け時間帯)

## 7月

- 10日 参議院選投票日
- 12日 弁護士会議
- 19日 首都圏救済懇
- 21日 あおぞら連絡会常任理事会
- 24日 全国患者会幹事会
- 25日 弁護士会議
- 27日 ノーモアミナマタ東京裁判
- 31日～8月1日 全国公害患者の会連合会 大会
- 10月 12日 ノーモアミナマタ東京裁判

**医療券更新手続き忘れずに！**  
**誕生日が近づいたら注意**  
 2年に一度、お誕生月の2か月前には、更新手続きのための書類が送られてきます。書類が届いたらできるだけ早く手続きをしてください。

**更新を忘れると「失効」**  
 します。医療費が全て自己負担になります。  
 ◎かかりつけの医師に、主治医診断書を書いてもらう。  
 ◎保険証のコピーを忘れずに。  
 ◎わからない場合は、遠慮なく患者会に連絡してください。

## 公害総行動

- 1日(水) 10:00～ 大臣交渉  
 12:00～ 電が関デモ  
 14:00～ 農水省前行動  
 /各省庁交渉/政府・東電交渉  
 18:00～ 総決起集会  
 (ニッショーホール)  
 20:00～ 交流会
- 2日(木) 8:30～朝宣伝  
 9:30～経団連交渉/東電抗議行動  
 10:00～各省・企業交渉  
 11:30～まとめ行動  
 12:30解散





# 支部活動報告

## 葛飾支部 健康づくり・環 境にやさしい自転 車ネットワークを

2020年東京オリ  
ピックに向けて、世界か  
らの観光客を環境にやさ  
しい「自転車利用」で迎  
えようと都心部での自転  
車ネットワーク(網)づく  
りが各地で行われてい  
ます。葛飾区は、自転  
車ネットワークづくりの  
構想をもっていました。  
自転車利用の多い鉄道駅・  
公共施設・観光地や河川  
土手道を結び自転車レー  
ンなどを整備するという  
ものです。

5月24日、葛飾患者  
会と青空の会は、3回目  
の区交渉を持ち、自動車  
から自転車優先の交通に  
切り替える、そのために  
安心・安全な自転車道

(ネットワーク)を造っ  
て欲しいと要請しました。  
区は、みなさんの強い要  
望はよく解りました。自  
転車ネットワーク計画を  
つくる方向で検討しま  
す。と回答。一日も早い自  
転車ネットワークの実現に  
むけていっそう力を合わ  
せようと誓い合いました。  
葛飾支部長 森倉次郎



## 西会長お元気でした!

### 西会支部 4月23日 西会長の お見舞に行きました。

役員会の後に向田、比  
留間、松井静江、松井一  
弘、山田の5人で現在の  
入所先である東十条駅近  
くの東京ほくと医療生協  
「はなみずき」に激励を  
兼ねてお見舞に行きまし  
た。こちらの施設は以前  
にも数回入所した事が有  
り、今回入所している部  
屋は大変広く、窓が多く  
て明るく、綺麗で快適そ  
うな4人部屋ですが現在  
は3人で入所しています。  
西会長はというと、依  
然と変わらず元気で体調  
を維持しています。私達  
も、昨年の6月以来のほ  
ぼ1年振りの訪問ですが、  
事前に奥様に伺ったとこ  
ろ「以前と殆んど変わりあ  
りませんよ」との事で、  
平成23年の12月からの關

病生活からす  
ると6年目  
にそのような環境に  
為に写真などがすぐ  
に記憶に訴えられる  
でしょうか、懐かしそう  
に納得しながら何度も首  
振っていました。



昨年から比留間さんが  
言葉の不自由な西さんの  
為に字の大きな「ひらが  
なのアイウエオ帳」を持  
参してありますが、今回は  
多くの写真も持参しまし  
たので、そちらに目を輝  
第です。

かして興味深々で相当に  
感動していました。普段  
にそのような環境に  
為に写真などがすぐ  
に記憶に訴えられる  
でしょうか、懐かしそう  
に納得しながら何度も首  
振っていました。

今回の訪問者は皆、西  
さんとは長いお付き合い  
の方ばかりでなので「は  
しやぐように」喜んでい  
ました。次回はもつと沢  
山に拡大した写真を持っ  
て行きます。名残り惜し  
みつつ1時間ほどで退出  
しました。エレベーター  
の前で手を大きく振って  
貰って「サヨナラ」には  
全員ほのぼのとした気持  
ちでした。  
追伸  
暫くは「はなみずき」に  
居る様です。是非お訪  
ね下さい。

〒114-0001  
北区東十条2-8-5  
TEL03-5902-5873  
面会時間  
9:00~18:00  
JR京浜東北線  
東十条駅  
南口 徒歩5分程

# 全国公害患者の会連合会 幹事会 in 北九州

5月8日(9日)の二日  
で、北九州・大手町病院  
施設の会議室にて、第9  
回幹事会が開かれました。  
東京患者会からは、  
事務局長 増田さん  
副会長 秋元さん  
患者会幹事 国師さんの  
3名が出席しました。

(1) 6月1日(2日)に  
行われる、第41回全国公  
害被害者総行動について。  
(2) 自動車重量税問題  
について。(2017年  
4月から消費税10%引き  
上げに伴い、自工会を先  
頭に自動車製造企業から  
自動車重量税の廃止の働  
きかけが強められている。)

(3) 全国ぜん息患者実  
態調査結果について。  
(昨年実施された全国ア  
ンケート結果を基に、環

境省との勉強会・これか  
らの取り組みについて)

①各地でのアンケート  
結果についての学習会  
(各地患者会員が患者の  
実態を把握)

②国会議員への働きかけ  
(国による、ぜん息患者  
医療費助成制度創設には、  
国会議員の力が不可欠)

③全国署名の取り組み  
(国会への要望と運動の  
周知にはかかせないので  
は?)その他パンフレッ  
ト作成・自治体への働き  
かけ等について検討した。

私たち東京患者会から  
参加した三名の幹事  
(一人代理) からも  
3月総会で決議を待っ  
た患者のために、次回の  
大会で具体的な取組を  
決議されるよう」に発  
言しました。

## 建設アスベスト全国決起集会



壇上には各地の原告のみなさんが!



5月20日 日比谷公園野  
外音楽堂にて、建設アス  
ベスト訴訟全国決起集会  
が行われました。建設ア  
スベスト訴訟は首都圏  
(東京・千葉・埼玉・神  
奈川) 大阪・京都・九州  
で裁判が行われています。  
各地域での裁判は一次  
二次と進むうちに、国の  
責任・企業責任を認める

判決が出されています。  
アスベスト被害は、建  
設労働者以外にも広がっ  
ています。  
製造業(あけぼのブレ  
キ) 教師(校舎の建材使  
用) 等も発病者や死亡を  
された方の遺族が裁判に  
訴えています。  
アスベストは吸い込ん  
でから20年(30年後)に発

病します。一旦発病する  
と死亡率は高く、短期間  
で亡くなるとことです。  
「生きているうちに解決  
したい」「私の様な被害  
を受けた患者が、こんな  
裁判を闘わなくても救済  
されるように、制度を残  
したい!」との訴えに胸  
を打たれました。  
建材だけではなく、多  
くの材料に使われている  
アスベストは、公害です。  
誰が被害を受けること  
になるかわかりません。  
大気汚染公害の救済と  
改善を求めている私たち  
には、決して他人事とは  
思えません。  
建設従事者の参加者と  
一緒に集会に参加しまし  
た。ミナマタ・有明海訴  
訟・公害総行動のみなさ  
んと謝れ償えのシユプレ  
ヒコールをあげました。  
謝罪されても亡くなっ  
た方は戻らない。でも、  
謝らせることで、二度と  
このような被害が起こら  
ぬよう防止するのです。